

議事日程 (第3号)

令和元年 9月9日 午前9時00分開議

- 日程第1 承認第6号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第2 議案第28号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に
ついて
- 日程第3 議案第29号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条
例の制定について
- 日程第4 議案第30号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第31号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第32号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第33号 町道の認定について
- 日程第8 議案第34号 町道の変更について
- 日程第9 議案第35号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第10 議案第36号 令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第37号 令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)
について
- 日程第12 議案第38号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため
の、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第14 発議第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書につ
いて
- 日程第15 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議について
- 日程第16 閉会中の継続調査申出について(総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報
委員会、議会運営委員会)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 承認第6号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第2 議案第28号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に
ついて
- 日程第3 議案第29号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条
例の制定について
- 日程第4 議案第30号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第31号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第32号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第33号 町道の認定について
- 日程第8 議案第34号 町道の変更について
- 日程第9 議案第35号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第36号 令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につい
て
- 日程第11 議案第37号 令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第12 議案第38号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため
の、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第14 発議第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書につ
いて
- 日程第15 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議について
- 日程第16 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報
委員会、議会運営委員会）
-

出席議員（12名）

1 番	安丸眞一郎	2 番	黒木 徳勝
3 番	森田 勝典	4 番	林 威範
5 番	平田 利治	6 番	松熊武比古
7 番	長野 正明	8 番	平田 康雄
9 番	高橋 直也	10 番	平山 賢治
11 番	花等 順子	12 番	山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	中山 哲志
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	重松 俊一
税務課長	……………	山田 恭恵	健康福祉課長	……………	平田 栄一
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	佐々木大輔
建設課長	……………	田中 豊和	子ども課長	……………	松元 治美
会計課長	……………	佐田 裕子	生涯学習課長	……………	矢野 智行
住民課長	……………	矢永 孝治	財政係長	……………	早川 正一
総務係長	……………	堀内 智史			

開議 午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。

傍聴の方には、早朝よりおいでいただき、ありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和元年第26回大刀洗町議会定例会を再開します。

なお、審議に入ります前に、9月2日の議案第34号町道変更についての審議の中で、変更後の道路幅員等について、答弁内容で訂正がありますので、田中建設課長より説明を認めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） おはようございます。建設課の田中でございます。

先ほど議長が言われましたとおり、9月2日、議会初日の議案第34号町道の変更について、長野議員より御質問がありました、町道の幅員並びに駐車場と道路との境界について、発言のほうが悪っておりましたので、御説明させていただきます。

町道につきましては、上高橋住宅団地の駐車場整備工事に伴い、セットバックのほうをいたしまして、6メートルで整備するように計画をしておりました。

また、駐車場と町道との境におきましては、「鉾ということ境界を明示する」というふうに発言しておりましたけれども、こちらにつきましては、地先境界ブロックを設置いたしまして、構造物を設置しまして、道路と駐車場の境界を明示するようにしております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 承認第6号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（山内 剛） 日程第1、承認第6号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第2. 議案第28号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第2、議案第28号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 現在、大刀洗町では、嘱託職員と臨時職員は何名いらっしゃいますでしょうか。

○議長（山内 剛） 堀内総務係長。

○総務係長（堀内 智史） それでは、花等議員の質問にお答えいたします。

現在、嘱託職員及び臨時職員含めたところで、まずは町長部局が44名、教育委員会のほうで71名の任用を行っております。うち嘱託職員の方につきましては、約30名程度、30名から40名ぐらいのところ任用をしております。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 3年ほど前になるかと思うんですが、安倍総理が同一労働、同一賃金の考え方を打ち出されました。そのとき、私は、ああ、日本もやっとそういう制度になりつつあるのかなと歓迎しておりましたが、このたび、国のほうから、こういう制度が打ち出されて、それを執行部としては、どういうふうを受け止めてありますでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 働き方改革及び地方自治法、公務員法の改正に伴いまして、国の方針に従って町も同じ方針で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） ボーナスとか、そういうものも出るということで、格差は少しは縮まるのかなと思うんですけど、そういう、同一労働、同一賃金を打ち出しながら、格差をきち

んとつけていくことにもなるなというふうに私は感じているんですが、国の方針ですから、それを遵守されるというのはわかるんですけど、そのことについて個人的な、町の見解があればと思ったんですが、いかがでしょうか。反対するものではありませんけれども、その見解をお聞きしたいと思ったところです。

○議長（山内 剛） 答弁がちょっと遅れている……、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 組織としていたし方ないことというのはよくわかりますけど、何か格差をきちんと位置づけるような気がして、釈然としない面もあるもんですから、そこら辺の見解をお尋ねしたかったんですけど、答弁出なかったら結構です。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 花等議員の御質問にお答えします。

新しい会計年度任用職員の導入について、評価のお話かと思えます。町としての見解はどうか、町として統一的な考え方があるかということでございますけれども、基本的には、町の制度というのは、国に準じて制度設計をするというのが地方自治体とか、地方公務員法、地方自治制度の仕組みになっておりますので、国に従って、準じて導入するということになると思えます。

個人的な見解を申し上げさせていただくならば、同一労働、同一賃金というのは、これだけいろいろ格差等が広がっている中で、方向性としては、そういう方向性であるんだろうというふうに思っております。

ただ、実務上、自治体を回していく上での実務上では、制度設計なりの面で、これまで一律にやってきた部分を、じゃあ、本当に同じようにしようとしたときに、評価の問題であるとか、いろいろと解決しないといけなくなるような問題が出てくるんだろうというふうに思っております。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田でございます。

一遍に3点ほど。別表の第6条関係で2級の格付で困難業務とありますけども、これは、その人の経験ですか、それともポストでしょうか。それから、社会保険の適用があるのか、国保なのか。それから、任用期間の定めがあるのか、例えば3年間とかいう定めがあるのか、この3点、お願いします。

○議長（山内 剛） 堀内総務係長。

○総務係長（堀内 智史） それでは、平田議員の質問にお答えいたします。

まず、2級に格付を行う困難な業務につきましては、自治体の職務の内容のところまで考えておるところです。

続きまして、2点目の社会保険の適用もしくは国保の適用になりますけれども、その勤務の条件に応じて、当然、その社会保険の適用を受けるものであれば、当然、社会保険の加入にはなっ

てくるところです。

また、任用期間につきましては、会計年度任用職員につきましては、会計年度、最長で1年のところにはなりますが、再度の更新とかもございますので、まだ今後検討課題ではございますが、現在の嘱託職員の方につきましては、最長で5年、5年経過後はまた公募、試験というふうにしておりますので、会計年度任用職員に移行後も、それを引き継ぎたいと考えておりますので、最長で5年というところで考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにありませんか。10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 10番、平山です。他の議員も今、御指摘の点もあったと思いますが、自治体の非正規の方の待遇については、今回、一定の待遇の改善も示されていますので、この条例案そのものに反対というところではありませんが、これを今後どういうふうに運用していくかというのを、常にやっぱりよく検討していかなければいけないと思っているんですが、一方で、この格差がさらに固定化していく問題と、それから1分でも勤務時間が違えば、その格差ということで切り分けられてしまう、それから任用期間が定められているという問題など、労働者の方の雇用や待遇を改善する上でも、それから住民サービスを恒常的な業務はきちんと正規職員で行うという、地方公務員法の原則からいっても、やはりこの法案に基づく条例案というのがきちんとその改善に向けて、今後、検討されていくべきかが考えられるべきと思いますが、一つ確認したいのは、この第15条の1項に基づくそのフルタイム職員というものが、今のところ、該当が、想定がないというふうに、初日、お聞きをしたんですが、その点でよろしいかということと、今後もこのフルタイム会計年度任用職員について該当なり、想定というものがあるのかどうかについて、お聞きしたいんですけど。

○議長（山内 剛） 堀内総務係長。

○総務係長（堀内 智史） それでは、平山議員の質問にお答えいたします。

フルタイム会計年度任用職員につきましては、現在のところですけど、想定はしてははいないところではございますが、今後、各課で任用する際にフルタイムの必要性というところでは出てくるとは思っております。

現状、想定はしないところでは考えておりますが、必要性に応じてフルタイムの会計年度任用職員の任用もあり得ると思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 引き続き、先ほど申し上げましたような、地方自治法の基本的な理念の原点に立って、この適切な運用、それから待遇改善等を求めるものであります。

以上です。

○議長（山内 剛） よろしいですか。ほかにありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第3. 議案第29号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第3、議案第29号消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） お尋ねいたします。

改定が出ておりますが、この改定に伴います住民使用料についての影響額というものは試算をされていらっしゃるのでしょうか。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 消費税の導入に伴いまして、今回、使用料を上げるものでありまして、消費税が8%から10%に変わる、2%上がるということです。

影響としては、そう大きくないと考えておりますので、試算はしておりません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） そうしますと、消費税増税に伴って町の負担がこれだけ増えるから、それに伴うものを、必要額を補っていかうとか、その辺の試算等も行われていないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

つまり、すなわちですね、機械的に消費税が増税したから上がるというのではなく、そうした試算もしていないと、で、その額もそんなに大きくないということであれば、殊さら今回消費

税増税に応じてこれを引き上げる必要も、またこれは殊さらの必要はないのではないかと考えますが、住民の負担の、これ以上、消費税が仮に増税されるとしたら、これ以上の住民負担を増やさないこと、そして、そうした影響が微々たるものであるならば、町の施設については、引き続き、現行の使用料で使っていただいて、住民の福祉の増進に資すること、こういった考え方があると思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 答弁。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 消費税アップにつきましては、国からの通達にあり、適切に消費税を上げることの通達も来ておりますし、電気料等で消費税も上がることで、受益者負担も含めて2%上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（山内 剛） 議員11名中起立10名。したがって、起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**日程第4. 議案第30号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（山内 剛） 日程第4、議案第30号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5. 議案第31号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第5、議案第31号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） これは上位法が変わったことで改定になるものだと思いますが、大刀洗町に関係がある、関係があるといいますか、今、実際に適用される改定とされないものがあるかと思うんですが、どれが関係がありますでしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） こちらのほうは、2種類ありまして、特定地域型保育事業というところの部分なんです、ちょっと前のほうの議案第30号のほうに、家庭的保育事業とあります。

そちらのほうと同じもので、家庭的保育事業のほうが児童福祉法上の呼び名、こちらのほうは内閣府が出しております子育て支援法のほうですね、のほうの呼び名という形になります。ですので、第1条関係からの分に関しては、同じこと、議案に出しています30号と同じことが書いてありまして、こちらのほうについては、大刀洗町には施設がないという形になりますので、改正はしておりますが、実際には、大刀洗町にはない認可されている保育所という形になります。

第2条からの部分に関しましては、こちらのほうは認可保育所の話でして、10月から始まります幼児教育・保育の無償化に関する改正内容となっておりますので、こちらのほうからは関係のある改正内容となっております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第6. 議案第32号 大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第6、議案第32号大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号大刀洗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第33号 町道の認定について

○議長（山内 剛） 日程第7、議案第33号町道の認定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番、安丸です。3本の町道路線の認定そのものに反対するものではないんですが、担当課としての考え方をお尋ねしたいと思います。

と申しますのは、今回、3路線認定上がっておりますが、町道の側溝の関係で、側溝の蓋が三

者三様というか、工事業者によって連続する側溝の蓋をかぶせる場合とか、グレーチングにした
りとか、そういった、この図面から見る限りでは、側溝の蓋については、いろいろばらばらにな
っているようですが、町道を認定する上で、今後、やはり、最新というか、側溝の蓋の損傷が
ないような、あるいは劣化して、そういったことで車両事故につながらないようなことで、いろ
いろ現在の側溝の蓋は改良されてきていると思いますけども、担当課として、例えば、側溝の蓋
についての何かこう、指導といいますか、こういう形状にしてくれという、そういったところま
での方針があるのかどうなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 側溝の蓋につきましては、車両の加重に耐え得る側溝蓋で設置してい
ただくように指導をしております。

図面のほうでは、三者三様になっておりますけども、ちょっと図の書き方が大変悪うございま
して、グレーチングにつきましては、20メートルに1カ所設置するようにしております。溜
枘については40メートルに1カ所設置するように指導をしていっているところでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） これ、3本とも行き止まりで幅員6メートルになっております。

最後の359号だけ車両のUターン部分というのがついておりますが、これは延長の長さによ
って、こういう規定が、何メートルから以上はUターン部分をつけなくちゃいけないという決ま
りがあるんでしょうか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） では、花等議員の御質問にお答えいたします。

開発指導要綱におきましては、幅員が6メートル未満の場合、35メートルに1カ所、回転広
場をつけるようにしております。今回、提案しております3路線につきましては、幅員が6メー
トルでありますので、回転広場は基本的には必要ないということになります。しかしながら、
359号、甲条4号線につきましては、延長が77メートルあるというところから、住民課のほ
うで開発協議を行いまして、ごみ収集車の回転広場が必要だろうというところで、回転広場を設
けるように開発業者のほうに指導したところでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号町道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第8. 議案第34号 町道の変更について

○議長（山内 剛） 日程第8、議案第34号町道の変更についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番、安丸です。ちょっと確認の意味で、済みません、お尋ねします。

字図がついています3ページの関係、これで、字図で見ると今度の駐車場用地は1筆でこうなっているようですが、町道路線の始点終点の変更からすると番地が違うようですが、これは字図になっているけど、このグリーンでマーキングされている新たな変更路線については、この番地があるということでしょうか。これから、図面から漏れているということですかね。確認の意味でお尋ねします。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

新しい路線の変更後の路線の起点につきましては、路線の右下になります1653-5の地番をとっております。終点につきましては、図面の左側になりますけれども、1651番地の地番をとっております。ということでよろしいですか。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号町道の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11名中起立 11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第9. 議案第35号 令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（山内 剛） 日程第9、議案第35号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番、安丸です。補正予算書の12ページですね。

2款1項17目地方創生事業費の関係の19節で、初日の説明の中では、東京からの移住者を県が認めたものということで、ここに移住支援補助金が200万、そのうちの4分の3が県費補助、それから町が4分の1ということですが、具体的な、この、どういった方を対象、東京からだけなのか、もう少し、この事業の中身を説明願いたいんですが。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

地方創生の交付金のことです。この起業支援金と移住支援金についてでございますけれども、首都圏ですね、東京、埼玉、千葉、神奈川に連続して5年以上在住していて、かつ東京23区に5年以上勤務をしている方が対象となっております、まずその括りがあります。

その先に、県が、2つに分かれるんですけど、起業型と就職をされる方と2つ分かれましても、起業される方にしろ、就職なさる方にしろ、県が認めた業者というか、県が認めた勤務先に勤務をするというのが一つと、県に審査が通った企画で起業するという方々にのみ支払われる補助金となっております。

なお、5年間継続で移住をするということが一つの括りになっておりますけれども、まず、移住をされてから3カ月してからの申請ですね、補助金の申請になりますので、補助金自体が移住してきたからといってすぐ出る補助金ではないというふうに御理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号令和元年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第10. 議案第36号 令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（山内 剛） 日程第10、議案第36号令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第11. 議案第37号 令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（山内 剛） 日程第11、議案第37号令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第12. 議案第38号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（山内 剛） 日程第12、議案第38号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第13. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（山内 剛） 日程第13、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、安丸委員長、登壇して報告をお願いします。安丸委員長。

○総務文教厚生委員長（安丸眞一郎） 総務文教厚生委員長の安丸眞一郎です。令和元年第26回大刀洗町町議会定例会において、総務文教厚生委員会に付託されました、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についての審査の結果を報告いたします。

委員会は、令和元年9月3日午後1時30分から協議会室において開催いたしました。出席委員は6名全員です。山内議長及び紹介議員の花等議員と請願者の福岡県教職員組合浮羽・三井支部より三笠支部長の出席を得て、審査いたしました。

まず、紹介議員より請願の趣旨、内容の説明及び請願者より意見、補足説明を受けた後、審査を行いました。

紹介議員及び請願者からは、小泉内閣のときに三位一体の改革で義務教育費国庫負担制度が2分の1から3分の1となったことで、各自治体が2分の1で賅ってきた予算が3分の2を各自治体負担となっており、非常勤や常勤の講師が増える結果となったことや自治体の教育予算の違いなどで、同じレベルの教育を受けることが難しいという学校現場の現状が訴えられました。

義務教育における35人以下学級は、現在、小学校1年生のみの実施となっていますが、大刀洗町においては、本来1クラスとなるところを、今年度は町の費用で5人の先生を雇用し、小学校では大刀洗と本郷の2年生、菊池の5年生を2クラスに、中学校は1年生は本来3クラスになるところを4クラスにするなど、35人以下学級を実施しております。

委員からは、先生方の働き方改革に関連して、先生は本給の4%が残業手当のような形で支給されているが、実態と合っていないのは理解できる。また、土曜授業がなくなって、チャレンジ教室など子供の居場所づくりが進んだが、土曜授業が始まって地域行事は見直されないままに来ており、先生の時間外での仕事が増える要因の一つになっているのではないかなどの意見が出されたところであります。

審査の結果、お手元に配付しております審査報告書のとおり、満場一致、採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（山内 剛） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告どおり、決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本請願については採択とすることに決定しました。

日程第14. 発議第3号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
について

○議長（山内 剛） 日程第14、発議第3号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題といたします。

まず、意見書を朗読願います。事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（山内 剛） それでは、提出議員の趣旨説明を求めます。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） おはようございます。教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の趣旨説明をいたします。

先ほど委員長から審査の内容報告がありましたので、重複するかとは思いますが、説明させていただきます。

現在、1年生は35人以下学級ですが、2年生以上は40人以下学級です。仮に、1年生が38人ですと、1年生のとき2クラス、2年生になると1クラスに学級編成されます。

大刀洗町では、町長や教育長の理解があり、町の予算で教師の雇用をしていただいております。困難は生じておりません。他学年においても先生を増員してきめ細やかな教育をしていただいております。

今年は、5人の教師を町単費で雇い入れてもらっています。国が教職員の定数改善をすれば、国、県の予算で雇用ができます。

小学校においては、英語教育が始まり授業時数が増えるなど、学校現場では先生方が多忙を極めてあります。そこで、計画的な教職員定数改善と35人以下学級早期完全実施を求めるものです。

もう一つは、義務教育国庫負担制度のあり方です。

義務教育国庫負担制度では、長い間、国庫負担率が2分の1でした。がしかし、小泉政権の三位一体の改革で3分の1に引き下げられました。当然、地方自治体の負担が増大しております。これにより、自治体間格差が生じる可能性があります。子供たちが全国どこに住んでいても、一

定水準の教育を受けられるよう、義務教育の国庫負担の負担率を2分の1に復元されることを求めるものです。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第15. 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議について

○議長（山内 剛） 日程第15、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議についてを議題とします。

お諮りします。天皇陛下御即位をお祝いし、本町議会として天皇陛下に賀詞を表することについて、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、本町議会として天皇陛下に賀詞を表することに決定しました。

賀詞の案文については議長に御一任願うこととし、お手元に配付の案文のとおり議決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の案文のとおり決定しました。

日程第16. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

○議長（山内 剛） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会の各委員長より、会

議規則第75条の規程によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（山内 剛） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第26回大刀洗町議会定例会を閉会します。

閉会 午前9時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 9月 9日

議 長 山内 剛

署名議員 安丸眞一郎

署名議員 黒木 徳勝

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 9月 9日

議 長

署名議員

署名議員